

船舶インシデント調査報告書

令和5年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年7月24日 08時20分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市鼠ヶ関港 鼠ヶ関港西防波堤灯台から真方位075°270m付近 （概位 北緯38°34.1′ 東経139°32.6′）
インシデントの概要	水上オートバイドラゴン号Ⅱは、遊走中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年7月28日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ドラゴン号Ⅱ、5トン未満（長さ2.73m）
船舶番号、船舶所有者等	244-19849山形、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せて鼠ヶ関港内を遊走中、突然、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機を再始動しようとしたが始動できず、同乗者と共に泳ぎながら本船を押して出航場所に戻ろうとしたものの、体力を消耗して陸岸にたどり着くのが困難と判断し、知人に携帯電話で本インシデントの発生を連絡した。</p> <p>船長及び同乗者は、船長の知人から通報を受けた海上保安庁の要請によって来援した公益社団法人日本水難救済会（以下「水難救済会」という。）の所属船に救助された。</p> <p>本船は、船長及び同乗者を乗せた状態で、水難救済会の所属船により、鼠ヶ関港内の砂浜にえい航された。</p> <p>本船は、遊走中にバッテリーに接続する電気系統に不具合が発生して運航不能となったことが本インシデント後の海上保安庁の調査により判明した。</p> <p>海上保安庁ウェブサイトのウォーターセーフティガイドによれば、「水上オートバイ発航前点検チェックリスト」の中で、エンジンの点検事項としてバッテリーを点検することが挙げられており、具体的にはバッテリーの取付け状態、ターミナルの締め付け状態を確認することが必要であるとされている。</p>
分析	本船は、遊走中、バッテリーの電気系統に不具合が発生したことが

	<p>ら、燃料噴射装置などの船体各部に通電されず、主機が突然、停止した後、始動できなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、バッテリーの電気系統の不具合の詳細を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、遊走中、バッテリーの電気系統に不具合が発生したため、燃料噴射装置などの船体各部に通電されず、主機が突然、停止した後、始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、遊走する際、「水上オートバイ発航前点検チェックリスト」などを活用し、バッテリーや電気系統の点検を確実に実施すること。